

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

令和8年5月1日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
3-1	スバル興業株式会社 名古屋支店	名古屋市港区 小割通1-4	R8.5.1	R8.11.14	6.5か月	公正取引委員会は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22日、スバル興業株式会社始め違反事業者4者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。	—	—	要領第4条 第1項 (別表第3-1) 及び 第6条第3項
3-2	日本ハイウェイ・サービス株式会社 名古屋支店	名古屋市千種区 内山3-26-2	R8.5.1	R8.11.14	6.5か月	したがって、違反事業者4者のうち、本県の入札参加資格を有するスバル興業株式会社名古屋支店及び日本ハイウェイ・サービス株式会社名古屋支店の2者に対し、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。	—	—	

(愛知県建設局)

令和8年度指名停止の運用状況一覧表

令和8年4月29日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
2	株式会社 東光高岳 中部支社	名古屋市中区 錦2-3-4	R8.4.29	R8.6.28	2か月	尾張水道事務所発注の「尾張西部浄水場送水ポンプ電気設備等修繕工事」の見積り合わせにおいて、令和8年4月23日に株式会社東光高岳を落札者として決定したところ、令和8年4月27日に、見積金額を誤ったとして同社が契約を辞退したものである。 このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不相当であると判断し、株式会社東光高岳に対して指名停止を行う。	尾張水道事務所	—	要領 第4条第1項 (別表第3-7)

(愛知県企業庁)

令和 8 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 8 年 4 月 2 日現在

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1	水 ing 株式会社 中部支店	名古屋市 中区新栄町 2-4	R8. 4. 2	R8. 10. 1	6 か月	<p>公正取引委員会は、東京都発注の浄水場排水処理施設運転管理作業における見積参加業者に対し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、令和元年 7 月 1 1 日、違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>それに伴い、違反事業者に対して指名停止措置を行ったが、水 ing 株式会社については、愛知県が発注する建設工事及び測量・設計・建設コンサルタント等業務の有資格者ではないため、指定停止措置の対象外とした。</p> <p>今回令和 8・9 年度入札参加資格者名簿として更新されるが、この入札参加資格者名簿に水 ing 株式会社が登録されることになったため、愛知県建設工事等指名停止取扱第 4 条第 1 項(別表第 3-1)及び第 6 条第 6 項項に基づき、指名停止措置を行うものである。</p>	—	—	要領 第 4 条第 1 項 (別表第 3-1) 及び 第 6 条第 6 項

(愛知県企業庁)